

注文書（例）

令和 ○年 ○月 ○日

（受託者）

（住所又は所在地） 山梨県北杜市長坂町長坂上条

（氏名又は名称） いわさわ設備設計事務所合同会社 殿

（委託者） （住所又は所在地） △△県△△市△丁目△-△

（氏名又は名称） 株式会社△△建築設計事務所 代表取締役△△△△ ⑩

下記の業務を委託します。

件名 (仮称) ○○○庁舎設計業務

1. 対象となる建築物の概要

建設地 ○○県○○市○丁目○

主要用途 事務所

工事種別 新築

規模等 RC造、○階建、延べ面積 約○○○○m²

2. 業務の内容および実施期間

電気設備設計業務 令和 ○年 ○月 ○日 ~令和 ○年 ○月 ○日

3. 設計業務において、作成する成果図書

電気設備概要書、諸元表、電気設備設計図面、設備設計計算書、積算内訳書

4. 設計に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築設備士

設計業務に従事することとなる建築設備士 (建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】: 【資格】 建築設備士 【登録番号】 (□□□□□□)

5. 業務報酬の額及び支払の時期

業務報酬の合計金額 報酬額 (内取引に係る消費税及び地方消費税の額)
¥ ○○○○○○ (¥ ○○○○○○)

支払の時期 支払額 (内取引に係る消費税及び地方消費税の額)

業務着手時 (令和 ○年 ○月 ○日) ¥ ○○○○○○ (¥ ○○○○○○): 業務報酬の 20%

業務完了時 (令和 ○年 ○月 ○日) ¥ ○○○○○○ (¥ ○○○○○○): 業務報酬の残額

6. 契約の解除に関する事項

①解除権の行使

委託者又は受託者は、次の一に該当するときは、相手方に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- ・受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- ・委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は受託者がこの契約に違反し、相手方が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- ・上記のほか、委託者又は受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

②解除の効果

契約解除の場合、解除後の取り扱いについては、次のとおりとする。

- ・委託者は、契約解除のときまでに受託者から交付されている成果物及び未完了の成果物がある場合、これを利用することができる。
- ・受託者は、委託者に対し、契約が解除されるまでの間、債務の本旨に従って履行した受託業務の割合に応じた業務報酬の支払いを請求することができる。
- ・契約の解除に伴い、委託者又は受託者は、損害を受けているときは、その賠償を相手方に請求することができる。ただし未完了の成果物について、かしがある場合といえども、委託者は追完及び損害の賠償を受託者に請求することができない。

7. 特約事項

該当なし

8. その他の事項

注文書及び請書に定めのない事項は、必要に応じて委託者受託者が協議して定める。

受託者の建築士事務所登録に関する事項

(法第 22 条の 3 の 3 第 1 項第 6 号、施行規則第 17 条の 38 第 1 号及び第 2 号)

建築士事務所の名称

所在地 山梨県北杜市市長坂町長坂上条

区分(一級、二級、木造) ()建築士事務所 ()知事登録第 □□□□□ 号

開設者の氏名又は名称 いわさわ設備設計事務所合同会社

(開設者が法人の場合は
その代表者の氏名)